

# 景観計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、景観計画策定業務委託に係る契約の相手方の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選考（以下「プロポーザル選考」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

景観計画策定業務

### (2) 目的

本市では、市民・団体・行政等が力を合わせ、古くから受け継がれてきた地域に息づく津島固有の歴史的風致を守り、育て、継承し、地域の活性化に繋げていくことを目指して「津島市歴史的風致維持向上計画」（以下「歴まち計画」という。）を令和2年3月に策定した。

次のステップとして、歴史的風致である景観を計画的かつ確実性をもって保全するため、本市固有の町並みの方向性を示し、建築物の形態意匠等の調和が取れた町並みへ誘導していく必要がある。

本業務は、市域全体の将来的な景観の在り方、歴まち計画に位置付けられた重点区域（名鉄津島駅、(都)天王通線、天王川公園、津島神社を中心とした区域）にある町並みの景観の在り方として、歴まち計画と連携した景観施策を検討し、市の特性を十分に生かした「景観計画」を令和5年度から令和7年度の3か年で策定することを目的とする。

### (3) 業務内容

令和5年度から令和7年度までにおいて行う主な業務は、次に掲げるとおりとし、その詳細は、別記1仕様書に定めるものとする。

#### ① 令和5、6年度

景観資源等の整理や市民意向調査を行い、景観計画の素案を作成する。

#### ② 令和7年度

前年度までに整理した内容から条例、ガイドライン、計画が完成するまでを支援する。

### (4) 業務期間

契約は次に掲げる期間のとおり、毎年度締結する。

#### ① 令和5年度

契約締結の翌日から令和6年3月22日（金）まで。

②令和6年度（予定）

令和6年度契約において定めるもの。

③令和7年度（予定）

令和7年度契約において定めるもの。

(5)留意事項

計画策定期間は令和5年度から令和7年度の3か年とするが、本契約は令和5年度の単年度契約とする。本業務を受託した者が誠実に本業務を遂行した場合は、次年度の契約について、随意契約の協議を予定している。ただし、当該業務に関する予算が成立されなかった場合はこの限りでない。

### 3 委託料限度額及び支払方法

(1)令和5年度及び3か年の委託料限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）は次のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税の税率は10パーセントにて計算している。

令和5年度 金14,190,000円（税込10%）以下とする。

令和5年度から令和7年度までの委託料総額の上限は、26,257,000円以下とする。

(2)委託料支払方法

委託料は、締結する契約書に定める業務について、市が行う検査に合格した後に支払う。

### 4 実施形式

公募型

### 5 日程

内 容	予 定 期 日
1. 提案募集の公告	令和5年6月7日（水）
2. 質問事項の提出期限 質問の回答	令和5年6月14日（水） 令和5年6月20日（火）
3. 企画提案書等の提出期限	令和5年7月7日（金）
4. 一次審査（書面審査）結果の通知	令和5年7月19日（水）
5. 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年8月2日（水）
6. 候補者の選定結果の公表及び通知	令和5年8月9日（水）

### 6 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公共団体が発注する景観法に基づく景観計画策定業務を受託した実績がある者。(現在、受託中を含む。)
- (2) 「令和4・5年度津島市入札参加資格審査申請要領」に基づき、建設コンサルタント業務のうち、都市計画及び地方計画の業種に登録されている者であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。(鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。))を提出し、確認を受けた上で、本プロポーザルに参加することができる。

書 類 名	摘 要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書(国税)	法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」
納税証明書 (愛知県税)	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）
許可登録等を証明する書類	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条における「14都市計画及び地方計画」の登録書

- (3) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 津島市指名停止取扱要領に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 7 選考方法

6に定める参加資格を有する者から提出された企画提案について津島市プロポーザル選考委員会（景観計画策定業務委託）（以下「選考委員会」という。）において、企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

## 8 実施要領等の交付

令和5年6月7日（水）午前8時30分から、本実施要領ほか、関連図書を津島市公式ホームページで公表する。

## 9 質疑応答

企画提案等に関する質疑応答方法については、次のとおりとする。

### (1) 提出書類

「質問書」（様式第1）により問い合わせること。

### (2) 提出期限

令和5年6月14日（水） 午後5時15分

### (3) 提出方法

電子メール（持参、郵送、FAX可）により、建設産業部都市計画課マスタープラン推進室（以下「担当部局」という。）に提出する。なお、電話又は口頭による質問は受付不可とする。

※電子メール又はFAXの場合は、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当部局が受

信したことを確認すること。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる郵送方法とし、事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 質問事項に対する回答の方法

令和5年6月20日（火）までに、津島市公式ホームページに掲載する。

## 10 企画提案書等の提出方法

プロポーザル選考に参加しようとする者は、本実施要領、別記1仕様書等の各規程を理解した上で、申込みものとする。

(1) 提出書類

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ①参加申込書（様式第2）                       | 正本1部  |
| ※同種業務受託実績申告書（別紙1）、誓約書（別紙2）を添付すること。 |       |
| ②企画提案書                             | 正副各1部 |
| ③審査用の企画提案及び作業工程・スケジュール             | 各9部   |
| ④見積提案書                             | 正副各1部 |

(2) 提出期限及び提出先

令和5年7月7日（金） 午後5時15分 担当部局まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により、担当部局に提出する。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる郵送方法とし、事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 企画提案書等の作成方法

別記2企画提案書等作成要領に基づき企画提案書等を作成し、企画提案できる件数は、1者につき1案とする。なお、選考は匿名で実施するため審査対象となる「企画提案書」のうち、「企画提案（審査用を含む。）」と「作業工程・スケジュール（審査用を含む。）」には、用紙上（余白も含む。）に**一切、企業名やコーポレートマーク等を記載しないものとする。**

(5) 提出書類の取扱い

- ①提出されたすべての書類は、返却しない。
- ②提出期限後の書類の加除及び差替え並びに記載事項の追記及び修正は、認めない。

## 11 一次審査（書面審査）

(1) 評価方法

担当部局にて、提出された企画提案書等を別記3審査実施要領別表に掲げる分類のうち「プレゼンテーション」を除く項目を、採点基準ごとに評価し、合計得

点の高い3者（参加者が3者を超えない場合は、すべての参加者）について、それを選考委員会に諮った上で二次審査の対象者を決定する。

なお、合計得点が同点となる者があるときは、その者のうち見積提案額が安価の者を上位者とする。

## (2) 審査結果の通知

令和5年7月19日（水）までに、一次審査を行ったすべての参加者に対して、一次審査結果通知書（様式第4）により、電子メールで通知する。

## 12 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者に対して、別記3 審査実施要領別表に掲げる分類のうち「組織」、「見積額」、「業務の実施体制」を除く項目を、採点基準ごとにプレゼンテーション審査を行う。

### (1) 実施日時

令和5年8月2日（水）とし、時刻及び場所は、一次審査を通過した者に対して、個別に通知する。

### (2) プレゼンテーションの実施方法

別記3 審査実施要領による

### (3) 評価方法

選考委員会の各委員の評価点を集計し、合計得点の最も高い者を第1順位の受託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点候補者として選定する。なお、評価点が同点となる者があるときは、その者のうち見積提案額が安価の者を上位者とする。

ただし、各評価項目の合計得点が総配点の6割に満たない者は、候補者としな

### (4) 審査結果の通知等

令和5年8月9日（水）に、二次審査を行ったすべての参加者に対して、「二次審査結果通知書」（様式第6）により、文書で通知する。

なお、受託候補者の選定結果を津島市公式ホームページにおいて公表する。ただし、会社名及び評価点は受託候補者のみを公表し、次点候補者以降は会社名を匿名にした上で評価点のみを公表する。

## 13 契約の締結

二次審査の結果により受託候補者となった者から、企画提案に基づく業務の仕様について協議の上、予定価格を提案価格とした見積書の徴収を行い、津島市財務規則（平成元年津島市規則第11号）に基づき随意契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が次のいずれかに該当する場合は、次点候補者を契約の相手方とす

る。

- (1) 随意契約に応じない場合
- (2) 下記 15(3)に掲げる失格事項に該当することとなった場合

## 14 情報公開及び提供

- (1) 企画提案書その他提案者から提出された書類は、津島市情報公開条例（平成 12 年津島市条例第 1 号）に基づく開示請求があったときは、同条例の規定に基づき、開示請求者に開示するものとする。ただし、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた情報は、開示しない。
- (2) 受託候補者の選考に影響があると認める情報について開示請求があった場合は、受託候補者の選定後に津島市情報公開条例に基づき開示するものとする。

## 15 その他の事項

### (1) 費用負担

提出書類の作成及び提出その他プロポーザル選考の参加に係る費用は、参加者の負担とする。また、市側に起因する緊急その他やむを得ない理由により、プロポーザル選考を実施することができないと認められた場合において、プロポーザル選考を休止し、若しくは中止し、又は実施を取り消したときにあっても、その参加に要した費用を市に請求することはできない。

### (2) 参加辞退の手續

プロポーザル選考への参加申込又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに担当部局へ書面（任意様式）により、その旨を申し出るものとする。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その参加者を失格とし、書面により当該参加者に通知するものとする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなったとき
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 提出期限、提出先、提出方法、企画提案書等作成要領その他の条件に適合しない書類の提出があったとき
- ④ 選考に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行ったとき
- ⑤ 見積提案額が上記の「3 委託料限度額及び年度毎の委託料支払方法」に掲げる額を超えたとき

### (4) 企画提案書等の取扱い

#### ① 企画提案書等の複製

提出された企画提案書等の書類は、プロポーザル選考の実施に必要な範囲において、複製することがある。

#### ② 企画提案書等の目的外使用

提出された企画提案書等は、当該参加者の承諾を得ることなく、受託候補者を選定する目的以外の目的に使用しない。

### ③著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、その作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者の作成した企画提案書等は、市が必要と認めたときは、あらかじめ作成者に通知して、その全部又は一部を無償で複製、転記、転写その他の使用をすることができるものとする。

### (5)異議申立て

プロポーザル選考に参加した者は、当該プロポーザル選考の実施後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 16 担当部局

津島市建設産業部都市計画課マスタープラン推進室（担当：菱田、加藤）

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地（津島市役所4階）

電話 0567-55-9357 ファックス 0567-24-9010

メールアドレス [toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp)